

## 在宅重度要介護者入院時おむつ代助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度要介護者に対し、入院した際にかかるおむつ代を助成することにより、重度要介護者への支援を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「重度要介護者」とは、船橋市在宅重度要介護者介護用品の支給に関する規則（平成12年規則第37号。以下「規則」という。）第2条に規定する重度要介護者とする。

### (助成の要件)

第3条 助成を受けることができる者は、規則第6条により支給の決定を受けた重度要介護者が介護保険法に規定する介護療養型医療施設を除く医療施設に入院した際に使用したおむつ代（以下「入院時おむつ代」という。）を負担した者とする。

### (助成の請求)

第4条 入院時おむつ代の助成を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、入院時の医療機関の領収書、おむつ購入時の領収書を添えて、退院の翌月から起算して1年以内に、在宅重度要介護者入院時おむつ代助成請求書（第1号様式）により市長に請求しなければならない。

### (助成金の振込)

第5条 市長は、前条の規定による領収書及び請求書を受理したときは、その内容を審査し、助成額を決定し、請求者の指定する口座に振り込む。

### (助成対象期間)

第6条 入院時おむつ代の助成を受けることができる期間（以下「助成対象期間」という。）は、1回の入院につき3か月（原則として当初の3か月）、かつ、一の年度につき6か月を限度とする。

2 規則第2条第2号に規定する介護用品の支給を受けた月にあつては、前項の規定にかかわらず、助成対象期間に含めない。

### (助成額)

第7条 入院時おむつ代の助成額は、月額8,900円以内とする。

### (助成金の返還)

第8条 偽りその他不正な手段により、助成を受けたことが明らかになった場合、市長はその助成金を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の在宅重度要介護高齢者入院時おむつ代助成事業実施要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の規定は、平成26年4月1日以後の助成対象期間に係る助成額について適用し、同日前の助成対象期間に係る助成額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の規定は、令和元年10月1日以後の助成対象期間に係る助成額につ

いて適用し、同日前の助成対象期間に係る助成額については、なお従前の例による。  
(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の規定は、令和6年4月1日以後の助成対象期間に係る助成額について適用し、同日前の助成対象期間に係る助成額については、なお従前の例による。